

事務連絡  
令和2年3月5日

各  
〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
医療関連サービス室

新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行うために臨時的に  
開設した衛生検査所における感染管理や精度管理等について

「新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行う衛生検査所を臨時的に開設する場合の取扱いについて」（令和2年3月5日医政発 0305 第1号厚生労働省医政局長通知）に基づき登録された衛生検査所においては、その感染管理や精度管理等について、下記を遵守するよう指導等お願いいたします。

なお、下記については、今後、必要に応じて見直しがあり得ることを申し添えます。

#### 記

- 1 検体の輸送については、国立感染症研究所が作成した直近の「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」又はこれに準じた方法で行うこと。

（参考）2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル  
～2020/02/28 更新版～

[https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/2019-nCoV\\_200228.pdf](https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/2019-nCoV_200228.pdf)

- 2 病原体核酸検査の実施に当たっては、国立感染症研究所が作成した直近の「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」又はこれに準じた方法で行うこと。

（参考）病原体検出マニュアル 2019-nCoV Ver. 2.7

<https://www.niid.go.jp/niid/images/lab-manual/2019-nCoV20200225.pdf>

- 3 新型コロナウイルスの病原体を取り扱う施設は、BSL3 及び ABSL3 の基準を満たすこと。新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者由来の検体を取り扱う施設は、BSL2 の基準を満たすこと。なお、感染の危険のある検体は取り扱わず、不活化された検体を用いて核酸抽出や PCR 検査を行う場合は、BSL3、ABSL3 又は BSL2 の基準を満たす必要はない。

(参考) 国立感染症研究所内での新型コロナウイルス SARS-CoV-2 取り扱いについて  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/byougen-kanri/9367-n-cov-bio.html>

(参考) BSL 及び ABSL の基準 (「国立感染症研究所病原体等安全管理規程」(平成 30 年 7 月)の別表 1 の附表 2～4、別表 2・3)  
[https://www.niid.go.jp/niid/images/biosafe/kanrikitei3/Kanrikitei3\\_20180801.pdf](https://www.niid.go.jp/niid/images/biosafe/kanrikitei3/Kanrikitei3_20180801.pdf)